

新コンテンツ権利保護方式 導入に向けた進捗状況について

平成23年10月31日

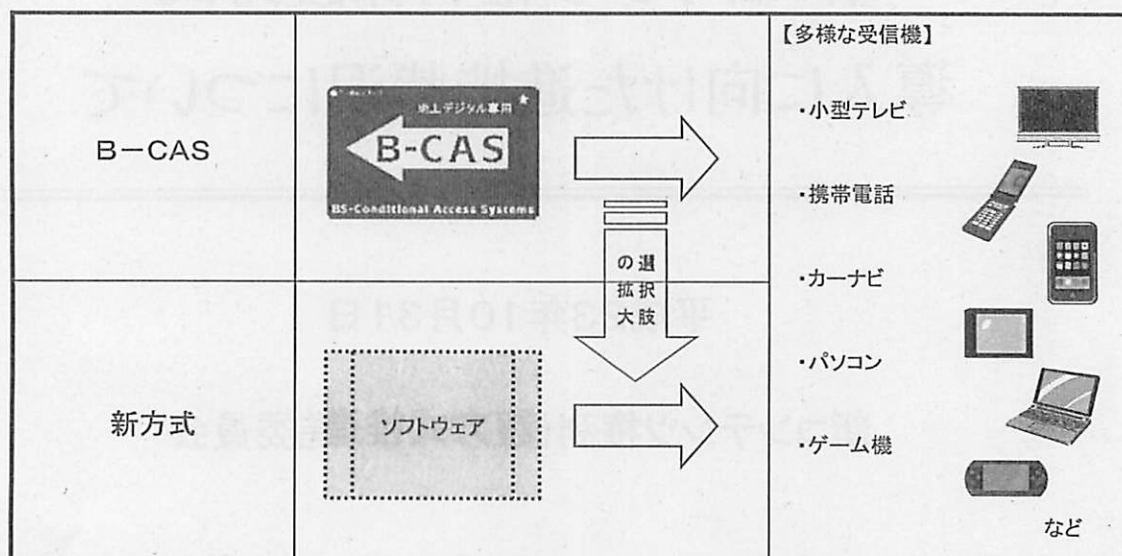
新コンテンツ権利保護方式推進委員会

1 検討の経緯

- 「情報通信審議会」は、平成21年7月に「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について中間答申をとりまとめた。
- この中間答申では、「コピー制御に係るルールの担保手段(エンフォースメント)」に関する具体的な改善策の選択肢として、“新方式”の導入を前提としたうえで、様々な課題に対して、放送事業者や受信機メーカー等の関係者が適切な役割分担のもと、“新方式”の早期運用開始に向けて積極的に取り組む旨、提言されている。
また、情報通信審議会としては、“新方式”の運用開始までの諸作業の進捗状況に応じて、その加速・推進のための方策や課題解決のための方策について、適時、所要の審議を行っていくこととした。
- この中間答申を踏まえ、平成22年3月に、民放連とNHKが共同で「新コンテンツ権利保護方式推進委員会」を設置。①“新方式”に関するARIB標準規格案および技術資料案、②ライセンス契約案、③ライセンス発行・管理機関、④補完的制度などについて具体的な検討を行ってきた。
- こうした検討状況については、平成22年12月14日と平成23年4月26日開催の情報通信審議会情報通信政策部会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」で報告され、“新方式”の検討について基本的な確認が得られた。
- これを受けて、在京5社とNHKは、本年6月1日に、新方式のライセンス発行・管理機関として「一般社団法人地上放送RMP管理センター」を設立。放送事業者として、“新方式”の円滑な運用開始に向け、早期の技術規格化、送出環境の整備、鍵データ発行などの準備を開始した。

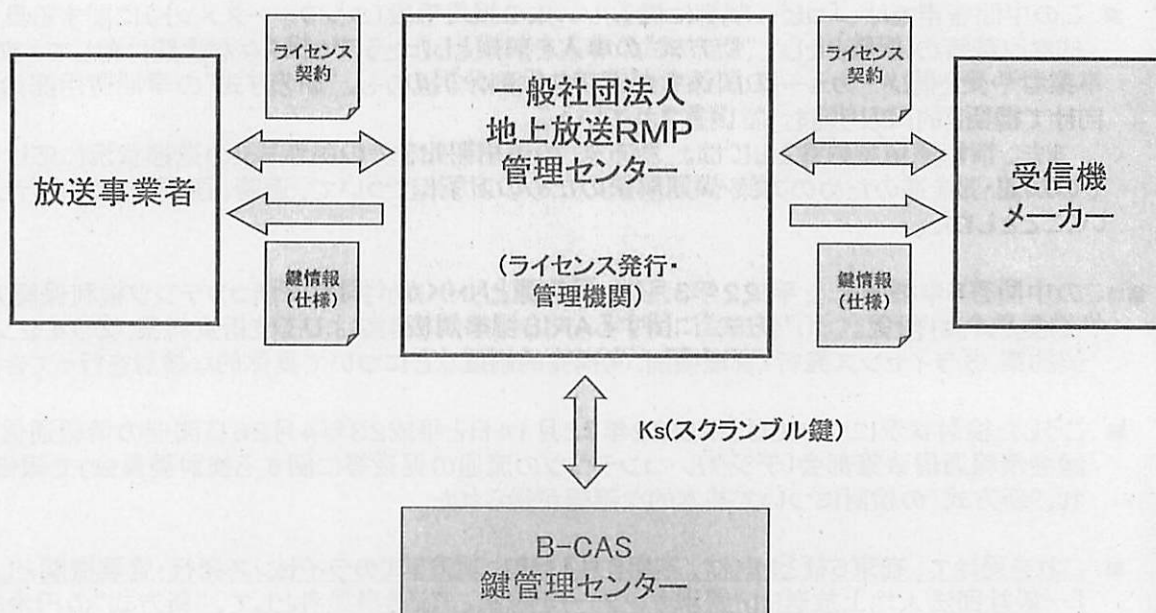
2 導入目的

- 情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の中間答申（平成21年7月）に基づく、B-CAS方式と並存する新方式の導入による選択肢の拡大
- “フルセグ携帯”や多機能情報端末など、多様なデジタル受信機ニーズへの対応
- 地上デジタル放送のコンテンツ権利保護(RMP)に係る社会コスト全体の圧縮



3

3 関係者相関図



4

4 新方式導入スケジュール



5

5 「地上放送RMP管理センター」の 概要

6

5. 1 目的と事業内容

■ 目的

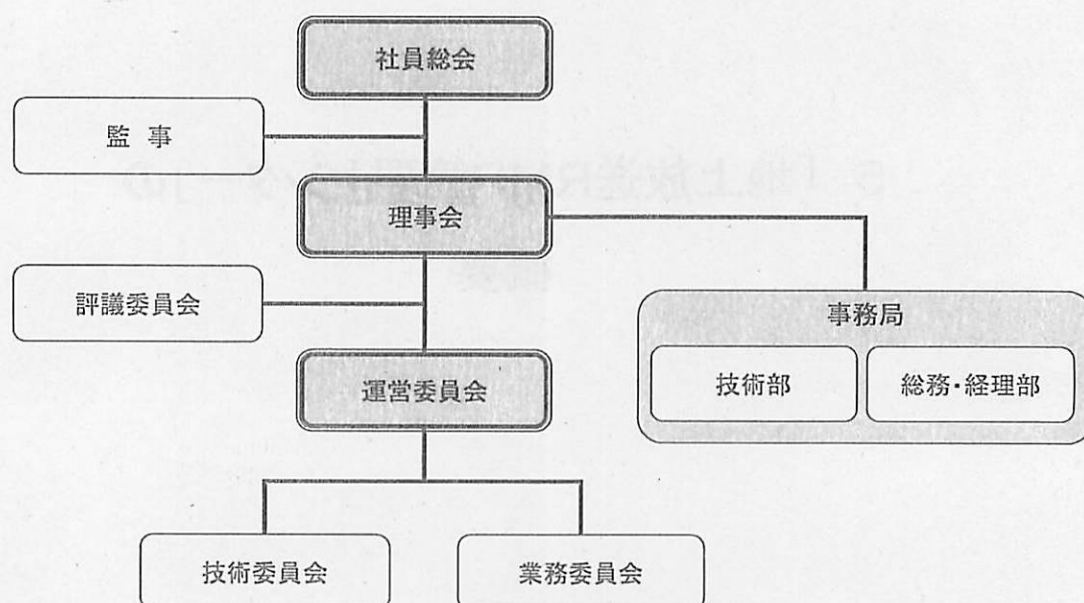
一般社団法人地上放送RMP管理センターは、地上デジタルテレビジョン放送のコンテンツ権利保護のための新権利保護方式の運用・管理を通じて、多様化するデジタル受信機ニーズに的確に対応することにより、デジタル放送の発展に寄与することを目的とする。

■ 事業内容

- (1) 新権利保護方式に係る鍵情報のライセンス発行
- (2) 新権利保護方式の鍵情報の管理、更新及びデータベースの運用
- (3) 新権利保護方式に係る秘密情報漏えい・不正受信機の調査、検証及び対策
- (4) 新権利保護方式の周知・広報
- (5) 上記業務に付帯する業務

7

5. 2 体制図



8

5.3 組織・体制 ①

■ 社員総会

- 構成：正会員をもって構成。定時総会と臨時総会の2種。
- 権能：社員総会は、法人の運営に関わる次の事項を決議する。
 - (1) 会費及び入会金の金額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 役員の選任及び解任
 - (4) 役員の報酬等及び費用に関する規定
 - (5) 各事業年度の決算報告
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分の承認
 - (8) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (9) 前各号に定めるものの他、一般社団・一般財団法人法及び定款に規定する事項

■ 会 員

- フェーズ1(暫定期)：日本放送協会、TBSテレビ、日本テレビ放送網、テレビ朝日、フジテレビジョン、テレビ東京の6社。
- フェーズ2(推進期)：12月1日付で、民放地上テレビ全社(127社)が入会予定。
- 会員種別：正会員と賛助会員の2種。
 - 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人、法人または団体。
 - 賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人または団体。

9

5.3 組織・体制 ②

■ 理事会

- 構成：全ての理事をもって構成。通常理事会と臨時理事会の2種。
- 権能：理事会は、定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
 - (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

■ 理 事

- 定数：3名以上10名以下。(非常勤、1名を代表理事、2名以内を副代表理事とする)
- 選任：社員総会において選任。
- 職務：理事会を構成し、法令及び定款の定めに沿って、法人の業務を遂行する。
- フェーズ1(暫定期)の体制
 - 大塚 隆広：テレビ朝日 取締役(代表理事)
 - 土屋 円：日本放送協会 経営企画局専任局長(副代表理事)
 - 稲葉 悠：TBSテレビ 執行役員
 - 田村 信一：日本テレビ放送網 取締役専務執行役員
 - 関 祥行：フジテレビジョン 常務取締役
 - 三宅 誠一：テレビ東京 常務取締役
- フェーズ2(推進期)の体制
 - 12月1日の新会員参画後、社員総会において決定の予定。

10

5.3 組織・体制 ③

■ 監事

- 定 数 : 2名以内。(非常勤)
- 選 任 : 社員総会において選任。
- 職 務 : 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 会計の監査
 - (2) 理事の職務執行状況の監査
 - (3) 会計及び職務の執行について、不正の事実を発見した場合は、社員総会に報告
- フェーズ1(暫定期)の体制
福田 俊男 : 日本民間放送連盟 専務理事
- フェーズ2(推進期)の体制
12月1日の新会員参画後、社員総会において決定の予定。

■ 評議委員会

- ・ライセンス発行・管理機関の公共性、非営利性を担保するため、評議委員会を置く。
- ・理事会は、次の事項の決定又は議決を行おうとするときは、評議委員会に諮問しなければならない。
 - ① ライセンス発行・管理機関の公共性、非営利性を担保するために必要な事項
 - ② 重大なコンプライアンス違反が発生した際の調査、再発防止策、処分に関する事項
 - ③ ライセンス契約に関する不服申し立てに対する判断又は決定に関する事項
- ・有識者から3名程度(法律、技術、その他の分野)を想定し、フェーズ2(推進期)に向けて検討中。

■ 運営委員会

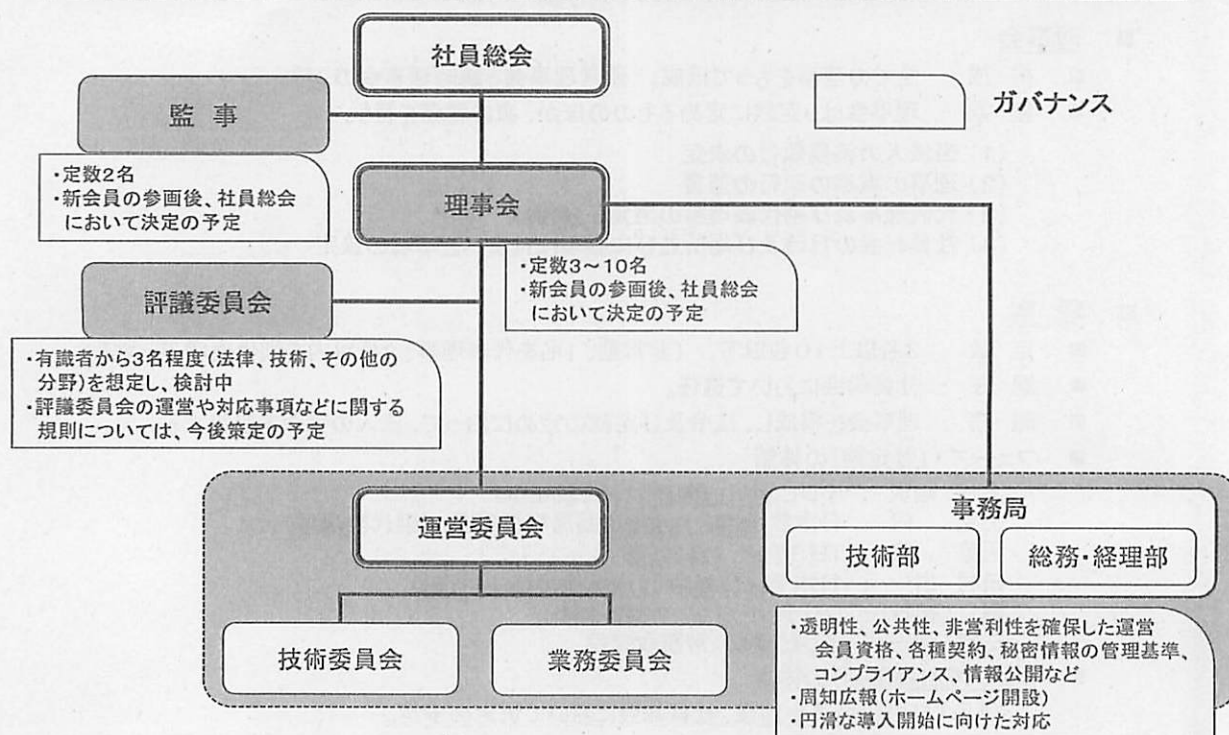
- ・当法人の事業の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。
- ・フェーズ1(暫定期)の委員は、NHK及び在京民放5社から選任し、フェーズ2(推進期)に再検討。
- ・下部組織として「技術委員会」と「業務委員会」を設置する。

■ 事務局

事務局長：吉本 秀明、技術部：藤田 和義、総務・経理部：水野 治、馬屋原 晶子

11

5.4 フェーズ2(推進期)に向けた組織ガバナンス



上記の事項をはじめ、組織概要、事業計画、定款、役員名簿、決算などについては、
今年末までに開設する新法人のホームページにて公開の予定

12

【参考1】「情報通信審議会」中間答申(概要)抜粋(1)

1. 基本的な考え方

- ①地上デジタル放送の円滑な移行に向けては、以下の観点から、利用者に対し「B-CAS」と並ぶ新たな選択肢を拡大することが望ましく、可能な限り早期に、選択肢の具体化と、その導入を図る必要がある。
(1)コンテンツ保護に係る新たな選択肢が追加され、デジタル受信機の多様化が進むことにより、視聴者にとっての選択肢が拡大し、利便性の向上が期待。
(2)これまでの当審議会の議論を踏まえ、手続きの透明性等に配慮した、新たなコンテンツ保護の仕組みの導入が望ましい。
- ②具体的には、以下の二つの方向性で、新たな選択肢の検討・導入が進むことが必要。
(1)B-CASカードの小型化、事前実装
(2)コンテンツ保護に係るルールを遵守する者のすべてに対し、「コンテンツ保護に係る技術仕様」の開示を制限しない方式。
- ③上記②の(1)は、既に民間ベースで具体的な取組が開始されており、これがさらに加速・推進されることが期待。上記②の(2)については、これまでの当審議会における議論を踏まえ、下記に示すような諸前提に配慮して検討・導入を図ることが必要。

技術

- ① 地上デジタルテレビジョン放送におけるコンテンツ保護のためのエンフォースメントを目的。
- ② 受信機ユーザーの利便性を確保した方式。
- ③ Ks, Kw, Kmの3重鍵方式。
- ④ 既に市場投入されている約5000万台の受信機との互換性を確保するため、現行Ksを利用する方式。
- ⑤ B-CASとは独立した方式。(サイマルクリプト方式)
- ⑥ 早期に仕様の策定、送信機設備の改修、受信機の市場への導入が可能であり、効率的な運用を行うことが可能な方式。
- ⑦ 専門知識を有する技術者が時間と労力を使わない限り、迂回、改ざんなどを行うことができないレベルのセキュリティが確保された方式。
- ⑧ 以下のような、デジタル放送に係る諸法令やルールとの整合性がとれた方式
 - ・電波法等の関連諸規定、「規制改革推進のための三か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)等の閣議決定中「受信機認証メッセージ」などデジタル放送関連部分
 - ・ARIBやDpa等の機関が策定・公表しているデジタル放送に係る標準方式

契約

- ① 新方式の運用に重要な役割を果たすライセンス発行・管理機関については、基幹放送に係る公共的な業務に関与することにかんがみ、組織・運営上の透明性が確保されることが重要であり、独禁法等関係諸法令の遵守や、非営利性の確保等に配慮した運営が必要。
- ② 新方式については、「コンテンツ保護に係るルールを遵守する者のすべて」に対し、コンテンツ保護に係る技術仕様の開示を制限しない方式であることから、受信機実装に必要な秘密情報が漏えいする一定のリスクの存在を前提として、諸条件を検討することが必要。
- ③ 基幹放送の運用に係る契約であることにかんがみ、善意の視聴者に影響を与えるような運用上のオペレーションは行わないことを前提とした検討が必要。
- ④ コンテンツ保護に係るルール(受信機実装に関する一定のセキュリティレベルの確保や、受信機の機能要件等)の遵守義務違反に伴う措置が、善良な受信機メーカーにとって過大とならないよう配慮が必要。
・故意(※)による違反の場合は、契約破棄や損害賠償、差止請求等を行う。
・過失による違反の場合は、何らかの改善を行うような努力目標を課す。
(※不正・無反応受信機であることを宣伝したり、公然と販売・流通させている場合など)

【参考1】「情報通信審議会」中間答申(概要)抜粋(2)

2. 今後の進め方と目標～具体的なプロセス

- ①「技術規格の開示を制限しない、新たな方式」(以下「新方式」という。)については、2011年7月24日のデジタル全面移行の時期までに、可能な限り早期に運用が開始されることが望ましい。
- ② 今後の進め方として、新方式の運用開始を目指し、まずは技術と契約によるエンフォースメントにより対処できる範囲の検討を進め、新方式の内容の早期明確化を図る。その後、新方式の運用開始までに、適切な場で、現行法制度の実効性を検証した上で、補完的制度的要素を含め検討を開始し、進める。
- ③ 具体的には、下記のプロセスにおいて、関係者がスケジュールを共有し、導入に向けた動きを加速・推進していくことが期待される。
具体的なプロセスを進めていくにあたっては、新方式の早期導入が、今般の検討に参加した構成員全員のコンセンサスであることにかんがみ、基本的には、放送事業者、メーカー等関係者全体が協同して進めていくこととする。
- ④ 下記のプロセスを進めていくにあたっては、以下の1)、2)について、年内を目途に、関係者が協力して作業を進めていくことが期待される。
1) ARIBにおいて、新方式に関する標準規格を、本中間答申が提言する前提に沿って見直すとともに、Dpaにおいて、見直された技術方式に沿った運用規定の策定を図る。
2) 上記技術方式・運用規定に併せて、放送事業者等関係者において、
a) 本中間答申及び当該規格・規定等を踏まえた契約条件を策定。
b) これらの技術方式・運用規定及び契約条件の下における、受信機の製造・販売の可能性等について、受信機メーカー等に対して意見を求める。
c) その結果を踏まえた上で、「ライセンス発行・管理機関」の設置に取り組むこととする。
- ⑤ 「ライセンス発行・管理機関」に係る関係者は、設置後可能な限り速やかに、当該機関の業務開始の実現に向けて取り組む。
- ⑥ 以上のような作業を進めていくにあたっては、放送設備の改修に係るコストや時間など、様々な検討課題が存在。
当審議会としては、上記の作業の進捗状況、こうした課題の内容等必要に応じて関係者に説明を求め、作業の加速・推進策や、課題解決のための方策について、視聴者等関係者の意見を求める機会を十分に確保しつつ、所要の審議を行っていく。

